

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定／トピックス

令和5年度中央会の主な活動予定 他

P.4 特集 ～経営のヒント～

新聞社から見た中小企業のメディア活用法

P.6 全国先進組合事例

安心・安全な野菜のブランド化への取り組み（協同組合田布施地域交流館）

P.7 組合Q&A

持分の算定方法について 他

P.8 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（2月期）

P.10 ご案内

通常総会までの手順及び手続き上のポイントについて

P.12 インフォメーション

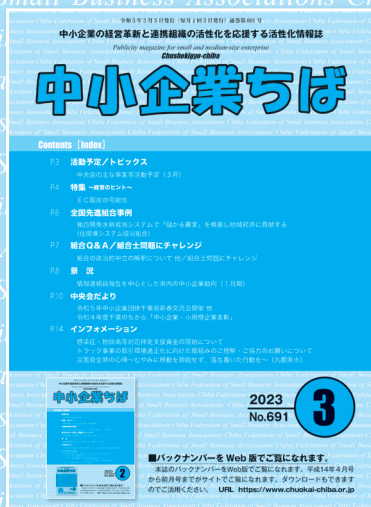
コロナ資金繰り支援継続プログラム

P.13 中央会だより

千葉県中小企業団体事務局責任者協会第16回通常総会開催 他

令和5年度中央会の事務局体制と人事

令和4年度中小企業組合検定試験合格者発表



2023

No.692

4

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

令和5年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/11	木	令和5年度監事会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル5階 会議室」
5/19	金	令和5年度第1回正副会長会議 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/19	金	令和5年度第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/6	火	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/22	木	第67回通常総会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)		
10/11	水	第75回中小企業団体全国大会 場所：宮城県仙台市「仙台国際センター展示棟」

お知らせ

✓ 組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、
⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、4月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

作成：令和5年2月10日

経営のヒント 新聞社から見た中小企業の メディア活用法

皆さん、こんにちは。千葉日報デジタルの中島です。千葉日報デジタルは、千葉県の新聞社・千葉日報社の子会社として2021年に設立されました。

われわれのミッションは、新聞社が持つ情報発信ノウハウにデジタル技術を絡め、県内事業者の皆さんの情報発信力強化をサポートさせていただくことにあります。

本稿では「新聞社から見た中小企業のメディア活用法」をテーマに、皆さんが今取り組むべき情報発信について解説していきます。

◆中小企業あるある

皆さんの会社でこんな「あるある」はないでしょうか？

《せっかくいい新商品を開発したのに、なんで認知度が上がらないんだろう》

《もつとこのサービスの情報が広まれば、使ってもらえる取引先増えそうなのに…》

《事業内容を知ってもらえたら、いい人材の採用に役立つと思うん

だけだなあ》

これらの問題は、「商品の認知度」「販路拡大」「人材採用」など異なる「あるある」に見えますが、実は、根本にある原因は「広報力の不足」といえます。

自社の商品・サービス・事業内容を広く周知できていないがゆえに、販売が思わしくなかったり、人材採用に困ったりする事態が起きているのです。

◆広報力を上げるには？

では、広報力を上げるにはどんな手を打ったら良いのでしょうか？さまざまな方法がある中で、ひとつの有効な方法は「メディアの活用」です。

なお、一口にメディアといっても、マスメディア（新聞・テレビ等）、ソーシャルメディア（ツイッター・インスタグラム等）など、さまざまな分類がありますが、本稿では「マスメディアの活用」に特化して話を進めます。

マスメディアを活用する利点はいくつかあります。

ひとつは、マスメディアに取り上げられると情報が一気に拡散され、認知度の向上につながる点で



す。新聞やテレビは多くの閲覧者を抱えているため、地道な情報発信に比べ一度の掲載による情報拡散力は高くなります。

もうひとつは、歴史あるマスメディアは信頼性が高いため、そこに掲載されることで箔が付き、取り上げられた側の信頼性が高まる点が挙げられます。掲載された記事などは営業ツールとして売り込みに展開することも可能です。

マスメディアにうまく自社を売り込み、取材されれば「中小企業があるある」の課題が解決につながる可能性が十分あります。

◆メディア活用の落とし穴

ですが、メディア活用にもいくつか落とし穴があるので注意が必要です。

ひとつは、取材する対象を決めるのはマスメディア側だということとです。いくら自社の商品やサービスを売り込んでも、マスメディア側で「これは取り上げて広く周知すべきだ」と判断されない限り、取材されることはありません。

もうひとつは、マスメディア側に「ぜひ取材したい」と思わせるには、それなりの売り込むテクニックが必要だという点です。

単に「新商品を開発しました」だけでは、よほどの商品が画期的でない限りマスメディア側の触手は動きません。「〇〇という社会問題を解決するために新商品を開発した」「このサービスを利用すると千葉県の企業がこう変わる」といった意味付けを行い、さらにそれらの意味を含め、しっかりとマスメディア側に伝えないと取材にはつながりません。

こうした一連の作業を行う場合、大企業であれば広報部が対応しますが、中小企業は広報部がない、または総務部門などと兼務といったケースが多く、対応が後手に回りがちです。こうした「誰が対応するか」という人的問題もクリアする必要があります。

◆メディア活用のコツ

こうした利点と注意点を踏まえた上で、マスメディアを活用する際のコツを解説していきます。

一つ目のコツは「記者クラブの活用」です。各自治体には記者クラブがあることが多く、新聞・テレビの記者が所属しています。当該の記者クラブに所属するのは多くそのエリアを担当する記者のため、うまく関係性が築ければ取材を依頼しやすくなります。

二つ目のコツは「プレスリリースの有効活用」です。プレスリリース

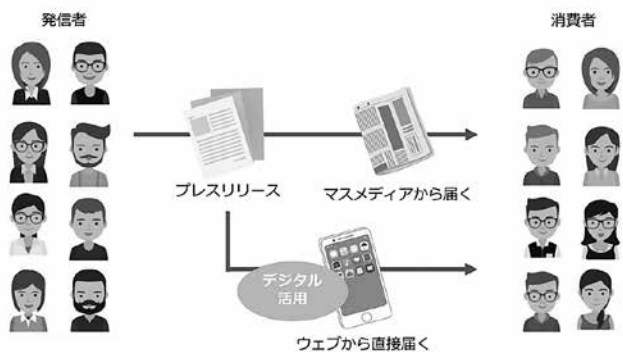
アイテムとなります。

「どんな商品・サービスなのか」「いつどこで販売するのか」といった基礎的な情報から、「どうして開発したのか」「これを販売することで社会にどんな効果が還元されるのか」といった意味付けまでを簡潔にまとめることで、取材のきっかけをつかむのに役立ちます。記者クラブに取材案内を出す際もプレスリリースを配布するのが一般的です。マスメディア側が取材をするかどうかの判断材料とする資料のため、商品開発と同じくらの熱量で内容を充実させることが求められます。

◆デジタル活用も視野に

さらに、三つ目のコツは「デジタル活用を視野に入れること」です。マスメディアの活用は一昔前であれば、前述の「記者クラブでプレスリリースを配布する」のが一般的でした。

ですが、現在は「プレスリリースをウェブ上で配信する」というサービスも登場しており（PR TIMES等）、地域限定の記者クラブの枠を超えたプレスリリースの配信が可能となっています。



デジタルを活用してプレスリリースを配信する利点は、マスメディアへの情報提供と同時に、一般のインターネット利用者にも直接リリース内容を見てもらえることです。プレスリリースの内容がそのまま一枚のウェブページになるので、インターネット上での情報発信の効果も生まれます。

従来のマスメディア活用に加え、新たにデジタル活用を視野に入れることで、広報力強化の幅はぐっ

と広がります。以上3点がマスメディア活用のおおまかなコツです。

◆まとめ：解決の近道へ

ここまでの話をまとめます。

①中小企業は販路拡大や人材採用でさまざまな課題を抱えている。
②それらを広報力で解決できる可能性があり、マスメディアの活用がひとつの手段。

③マスメディアの活用は情報が一気に広がって販路拡大などにつながる利点がある一方、取材はマスメディア側の判断に委ねられるので注意が必要。

④マスメディアの取材を促すために記者クラブやプレスリリース、デジタルツールの活用を理解し、丁寧に実践する必要がある——となります。

また、本稿で解説した内容を中小企業が個々に実践していくには人的リソースの問題も出てきます。自社内に専門的な知見がなく、人的リソースも不足している場合は、地域の経済団体などに相談の上、必要なサポートを受けるのが解決の近道といえるでしょう。

（株式会社千葉日報デジタル
取締役 中島悠平）

テーマ

特徴ある活動

安心・安全な野菜のブランド化への取り組み

協同組合田布施地域交流館

理事長のリーダーシップをはじめ執行部や組合職員等が活動に対して理解し、一丸となって取り組んでいることから取り組みが進んでいる。

背景・目的

当組合は、地元で生産された農林水産物等を販売する田布施地域交流館を運営するため、平成14年に発足した協議会を前身に、平成18年に協同組合として法人化した。設立当初は、直売所を利用する顧客が直売所に求めるものは「安さ」「新鮮さ」「顔の見える安心感」であったが、近年は、食への関心の高まりから「安全さ」へとシフトしていき、より消費者の求めるものが高まってきている状況にある。そこで、周辺の直売所との差別化を図るためにも「安心・安全」な野菜が提供できるよう、独自の仕組みの構築に取り組みこととした。

取り組みの手法と内容

安心・安全な野菜の提供のため、

当組合では、「野菜安全システム」を確立した。このシステムは、栽培記録の義務付けと栽培履歴書による事前検査を行い、合格品のみが商品に貼付する販売用のバーコードを作成できるといふものである。合格品には安全・安心マークシールを貼付し、抜き打ちで残留農薬検査（月間1・2品）を行い、安全性の高さを証明している。さらに、全国初の取り組みである「低硝酸野菜」のブランド化を行い、さらなる付加価値の向上を図った。それぞれの商品ごとに硝酸値を測定検査し、その値が1500ppm以内等の一定の基準を設け、その基準に適合した商品であれば、低硝酸野菜ブランドのロゴシールを貼付することが出来ることとし、「低硝酸野菜」のブランド化に取り組んだ。「低硝酸野菜」の取り組み当初、出荷者である組合員へは幾度となく研修を行ったが、目標値である1500ppm以下に到達していない

者が過半数存在し、取り組みに対する理解がなかなか得られないといった問題があった。また、消費者からも低硝酸野菜について「よくわからない」といった意見があったことから、出荷者・消費者の両方にメリットをどう伝えるのかという点が大きな課題となった。そこで、館内にモニター画面を設置してブランドの取り組みを映像で伝える等、品質の見える化を行い、組合員への教育を行うとともに、消費者へも十分に周知できるようにした。

成果とその要因

当組合の売上高や来店客数は、設立以来ほぼ毎年増加しており、右肩上がりでの推移している。これは、当組合の取り組みが交流館「安心・安全な野菜」といったイメージが定着し顧客から支持を受けている証拠と言える。消費者が「今、何を求めているか」といった消費者ニーズを常に意識し、消費者の立場に立った事業

の企画立案をしていることが成果を上げている要因である。これらの活動が評価され、「直売所甲子園（直売所の全国規模のコンテスト）」において、「優秀賞」を獲得することができた。全国初の取り組みであることが外部機関から評価された結果であると言える。その後、メディア取材も相次ぎ、効果的にブランド化を周知することができた。



低硝酸野菜の周知等目的とした案内板



野菜安全システムの安心・安全マークシールが貼付された野菜

協同組合田布施地域交流館

住所：〒742-1517
山口県熊毛郡田布施町
中央南1-8

設立：平成18年1月

出資金：337千円

URL：https://tabuse.biz/

業種：直売所

組合員：337人

組合 Q & A

持分の算定方法について

〔Q〕定款参考例の加算式持分算定方法と改算式持分算定方法との違いについて、教示願いたい。

〔A〕持分の算定方法は、法に何らの規定がないので、定款で自由に定めてよいわけであるが、一般にその方法として改算式（又は均等式）算定方法と加算式（又は差等式）算定方法がある。

改算式算定方法は、組合の正味資産（時価）の価額を出資総口数で除することにより出資1口当たりの持分額を算定し、それに各組合員それぞれの出資口数を乗じて各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、出資1口当たりの持分額が均等となるので、計算、事務処理が簡便であるが、原始加入者及び増口分の出資の払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要がある。

加算式算定方法は、各組合員について、事業年度ごとに、組合正味資産（時価）に属する出資金、準備金、積立金その他の財産について、各組合員の出資口数、事業の利用分量（企業組合にあつては従事分量）を標準として算定加算（損失が生じた場合はそのてん補額を控除）することによつて、各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、各組合員の持分は、加入の時期、組合事業の利用分量等により不均一となるので、計算・事務処理が煩雑となるが、持分調整の問題を生じないし、また、組合員の組合に対する権利義務の表示について忠実であると言える。

このように、この2つの方法にはそれぞれ特徴があり、組合の実情に応じて適宜選択する必要がある。

改算式から加算式への持分算定方法の変更について

〔Q〕当組合では、これまで改算式持分算定方法を採用していたが、このたび加算式持分算定方法に変更したいと考えている。その場合、どのような点に留意すべきか、教示願いたい。

〔A〕加算式持分算定方法を採用する場合の留意点について説明する。

（1）加算式持分算定方法の採用の意義

加算式持分算定方法は、従来から改算式持分算定方法を採用している資産保有組合において、①土地等の含み資産又は内部留保が大きいため、持分調整金としての加入金の額が増大し、その結果新規加入が阻害されるような場合、あるいは、②組合への加入年数（組合員歴）や事業利用に

よる貢献を持分に反映させようとする場合に適する持分算定方法であることに、まず留意する必要がある。

したがって、加算式持分算定方法は、持分の払戻し方法が、全額払戻し又は多額の一部払戻し方法（帳簿価格以上の額を限度とする払戻し方法）である場合に意味があり、少額の一部払戻し方法（例えば、出資額限度方式や出資額以上であるが帳簿価格に満たない額を限度とする払戻し方法）である場合には、採用の意味は少ないと考えられる。また、持分の払戻し方法が一部払戻しの組合で、加算式持分算定方法を採用する場合には、定款に規定される、持分算定の内容と持分の一部払戻しの内容とは当然異なることになる（持分計算額よりも一部払戻し額の方が少ない）ので、持分の払戻しの際、組合員に誤解をされないよう注意を要する。

（2）加算式持分算定方法の採用の手続

まず、既存組合の加算式持分算定方法の採用の決定は、通常の定款変更の議決方法（特別議決）で足りるものと解される。

改算式から加算式に持分算定方法を変更する組合においては、加算式方法採用時の既存組合員の持分は、各持分構成資産について各組合員の出資額に算定することとなる。

（3）組合財産の評価

組合財産のうち、帳簿価格と時価が異なる資産については、時価（一括譲渡価格）評価する必要がある。その評価方法は、①対象となる資産ごとに明確に定めておくこと、②客観性があり、かつ、計算が容易であることが必要である。

組合財産の評価に大きく影響する土地の評価方法は、様々な方法が考えられるが、一般に妥当と思われる方法としては次のものがあげられる。

ア. 固定資産税評価額倍率方式

通常の固定資産税評価額を時価の〇〇％程度とみて、固定資産税評価額を〇〇％で除して時価に評価還元する方法

イ. 相続税評価額倍率方式

通常の相続税評価額を時価の〇〇％程度とみて、相続税評価額を〇〇％で除して時価に評価還元する方法

ウ. 不動産鑑定士による評価方式

不動産鑑定士にその評価を依頼する方法。この場合は、1人の鑑定士のみによる評価では不十分であり、通常5人の鑑定士に依頼し、これらの評価額のうち最高額と最低額を切り捨て、中3値の平均値をとる方法が適当である。

なお、含み資産の評価方法については、規約又は総会の議決によって定めておくことが必要である。

◎組合質疑応答集より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和5年2月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

（「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は2から7に増加。「減少した」業種は8から5に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から6に増加。「減少した」業種は18から12に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は1から0に減少。「悪化した」業種は14から8に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は6から10に増加。「減少した」業種は6から3に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は14から11に減少。「減少した」業種は8から10に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は5から4に減少。「悪化した」業種は13から12に減少。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

工場向けの電気料金等は高止まりしたため、商品への転嫁が急務である。価格転嫁は、第1次はほぼ達成したが、更に、4月から第2次の価格転嫁が計画中である。

■パン・菓子製造【県内全域】

電気、ガスなどの燃料光熱費の高騰により収益が悪化している。気温の低下及び降雪予報による客足の減少、物価高騰のありを受け菓子類を含む嗜好品の買い控えによる売り上げの減少が考えられる。

■酒類製造【県内全域】

売上高は前年比12%増となるが、コロナ禍前の水準まで戻っていない（1月分報告）。

■牛乳小売【県内全域】

光熱費と燃料費の高騰が、販売店としては苦しい。価格転嫁は仕入価格が上昇している中で、併せて、値上げを顧客に伝えているが、正直なところ、まだ全体的に足りている組合員は多くない。

■繊維製品【県内全域】

2月は受注減少であったが、3月からは受注増加が見込まれる。千葉、山梨などでグランピングテ

ントの受注が見込まれる。

■製材【木更津】

カナダ材、米材船の入港は無し。在庫は減少。

■印刷【県内全域】

物価の値上り、他諸々の値上りによる厳しい状況であるが、幸いに地方選挙の年で業界では有難いことに動きがあり、2月、3月は期待が膨らむ。全体的には、あまり良い状況とは思えない。

■電気鍍金【県内全域】

自動車部品関連は低調続く。材料費値上げ傾向が継続しているの、その増加幅と損益影響額の注視継続が必要。

■鉄工【千葉】

受注状況は比較的安定しているが、燃料費・原材料費の高騰による価格転嫁は十分ではなく収支は悪化している。また、新型コロナ収束に伴い、人手不足感も強まってきたおり、経営環境は厳しい。

■機械部品製造【野田】

今期の寒波など季節要因により売上は対前月比、対前年比共にプラスとなった。景況感は余り変わらない。

■機械部品製造【流山】

業種により受注が減少してい

る。電気料金が激変緩和対策により3.5円/kwh値引きされているが、電気料金が急激に高くなっており、景況は悪くなっている。

■機械部品製造

【柏】

不透明感が更に強くなり、景気の悪化が続いている。また、新製品の開発ニーズは高まり、依頼は多いが、実施は少ない。

■金属製品製造

【船橋】

1月の資材不足による生産調整分の取り返し等があり、操業度が上昇した。

■土砂採取

【県内全域】

諸材料の値上げにより、収益は減少した。また、出荷量も減少傾向にある。前年に引き続き、今までの値上げ交渉プラス今年度の更なる価格改定をお願いしていくところが多い。

非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

新型コロナウイルス影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が長期化した影響で、仕入価格や、物流費が更に増加しており販売価格への転嫁が困難な為、景況感が悪化している。

■医薬品卸

【県内全域】

実働日数は、前年より1日多い

19日。インフルエンザ治療薬、検査キットの販売活動を継続している。スギ花粉は気温の上昇と共に本格発生しており、飛散量は昨年より多いと予想される中で、抗アレルギー剤の販売促進に注力している。

■青果卸売

【千葉市】

概ね、落ち着いてきた取引となり、価格等も安定してきた。売上高は、昨年と比べ、営業日数が1日少なく、伸び悩んだ感がある。これから、気温も上昇し、年度末を迎える3月には、活動も活発になると思われるため、期待したい。

■食肉卸

【成田市他】

各コストも高止まりの状態ではあるが、豚肉相場も高止まりであることから売り単価は高めで収支はやや改善。電気代においては単価が減少したことから負担額は減少も、使用量はここ5年間の2月では過去最高。老朽化した冷蔵庫の使用に伴い、使用量が増加傾向にある。

■乾物卸売

【県内全域】

値上げ商品が多く、消費は減少気味。海苔の入札価格は倍以上に高騰している。なかなか思うように手当が出来ていないのが現状。

お得意様への値上げ交渉も苦戦。

■小売

【柏】

物価高への対応が追いつかず、収益悪化が続く。年度末は毎年パート・アルバイトに入れ替わりがあり、人手不足が顕著。

■青果小売

【千葉】

小売部門は仕入価格の上昇に伴い、売上を下げている。納品部門は、飲食店が徐々に回復しているが、まだ数量は少ない。全体としては、マイナスとなった。電気代の高騰が収益を圧迫している。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

軽自動車のオークションへの出品が増加しつつある。遅れていた新車の納車が早まり始めた。そのため、下取車が中古車として、流通し始めてるようである。一方で、乗用車は、対前年比と比べ、改善が見られる。

■小売

【東金】

コロナの影響により、まだ売上が戻っていない。飲食、少しずつ動き始めた。旅行、衣料はまだ減少状態。昨対では、若干上昇傾向にある。資金繰りに苦慮している組合員が多い。

■商店街

【千葉市】

販売額は、前月比79%、前年同

月比137.2%となった。前年からは回復しているが、2月と8月是一般的に例年販売額が減少。

■ソフトウエア

【県内全域】

コロナ対応の収束は、ある意味明るい材料であるが、これにより、働き方が変わるものでもない。在宅ワークはコロナ対応により、急速に広まったが、良い悪いは別にして、今後も一般的なスタイルとなろう。

■建設

【県内全域】

組合員による2月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、175件、16,604百万円となり、前年同月比では+11,251百万円の増加となった。

■輸出入

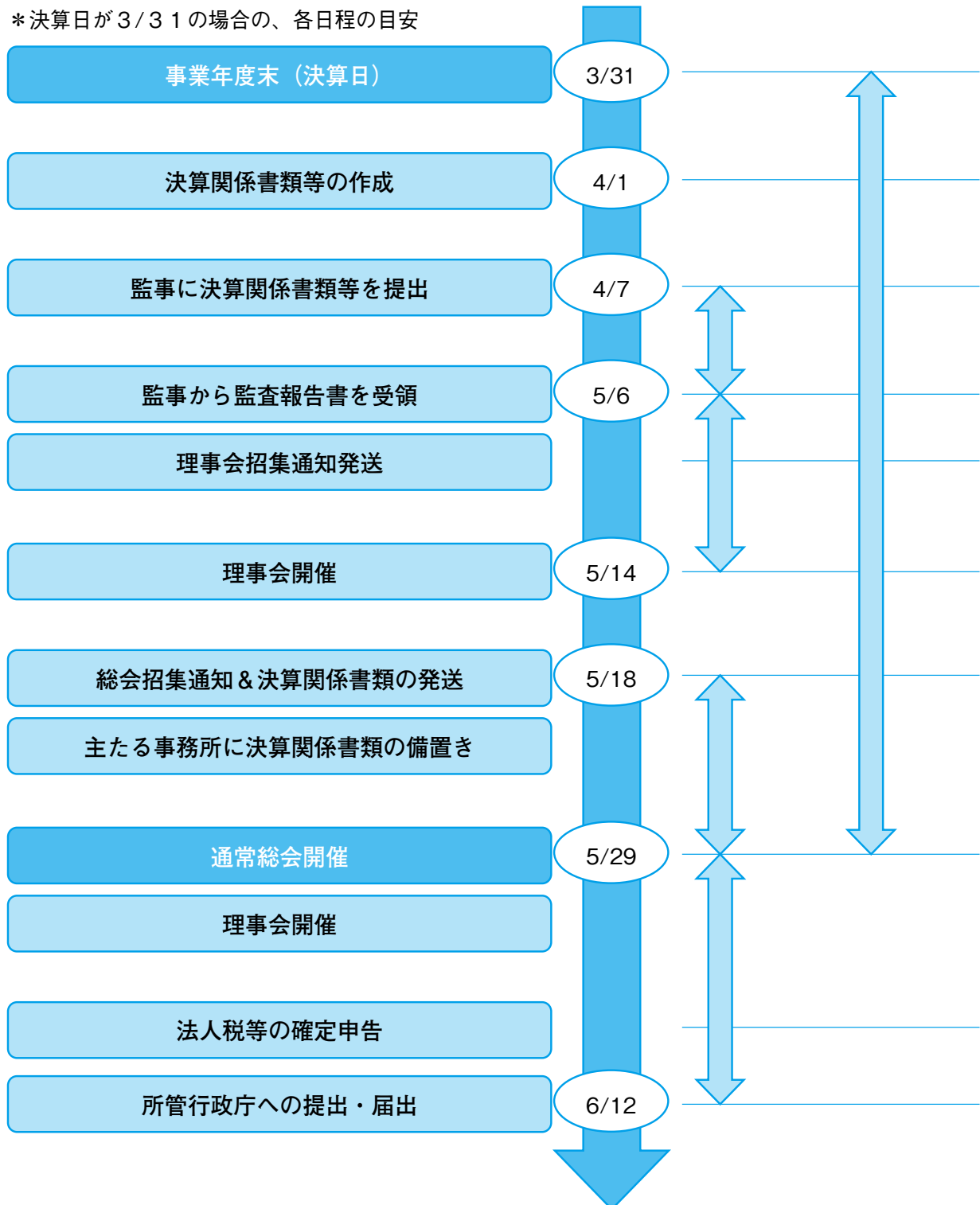
【県内全域】

空港においては、先月よりさらに外国人旅行者の数が伸び、コロナ前に大分近づいてきたようだ。中国本土から（香港を除く）の旅行者は、まだ半分も戻っていないようであるが今後は増加が見込まれる可能性は高い。もちろん日本人旅行者もコロナ収束の影響を受け、国内外へ行く若年層が2月半ば以降増えてきた。

●通常総会までの手順について

事業年度終了後における組合の事務手続きは決算関係書類の作成に始まり、所管行政庁への書類提出や税務申告までになります。以下をご参考に事務手続きを行ってください。

*決算日が3/31の場合の、各日程の目安



●手続き上のポイントについて

想定日	手続き項目	主なポイント（根拠法規）
3/31	年度末締切（試算表の作成、棚卸表の作成、総勘定元帳の締切等）	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
4/1	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。（中協法第10条の2①）
4/1	決算関係書類等の作成（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。（中協法第40条②）
4/7	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。（中協法第40条⑤）
4/28	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日（年度末）より4週間以内（4月28日まで）に行う。なお、変更があった都度登記（2週間以内）しても可。（中協法第85条①②）
5/6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
5/6	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前（定款で短縮可）までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。（中協法第36条の6⑥）
5/14	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。（中協法第40条⑥、第49条②）
5/14	決算関係書類等を事務所に備置	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。（中協法第40条⑩⑪）
5/18	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日（定款で短縮可）以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。（中協法第40条⑦、第49条①）
5/29	通常総会開催（5/29）（決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等）	事業年度終了後2か月以内（定款で3か月に延長可）に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。（中協法第51条）
5/29	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事（理事長、副理事長、専務理事等）は理事会で選任する。（中協法第36条の8）
5/30	総会終了後の事務処理（議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当）	速やかに処理を行う。
5/31	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。（申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能（消費税は延長の措置が認められていない））
6/12	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。（中協法第85条①）
6/12	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。（中協法第105条の2①）
6/12	行政庁への役員変更届	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。（中協法第35条の2）
6/12	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する（事前に本会担当者にご相談下さい）。
	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項（名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法）である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生日（定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない（出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く）。（中協法第85条①）

コロナ資金繰り支援継続プログラム

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を 2023 年 9 月末まで延長する。

1. 「日本公庫のスーパー低利融資」（2023 年 3 月末まで）の申込期限を 2023 年 9 月末まで延長。「日本公庫のコロナ無利子融資」からの借換えの円滑化を図る（6 月に返済開始期限が到来：3 万件）。
2. 「日本公庫の資本性劣後ローン」（2023 年 3 月末まで）の申込期限を 2023 年 9 月末まで延長。「日本公庫のコロナ無利子融資」を「劣後ローン」に借換える（資本性資金に転換する）ことにより、コロナ債務が増大している宿泊業などが民間金融機関から新規融資を受けやすい環境を整備する。併せて、「劣後ローン」の使い勝手向上のため、
 - ① 公庫と民間金融機関との「協調融資商品」の組成拡大（71 件、91 金融機関、覚書締結 484 金融機関）
 - ② 民間金融機関との「協調融資」を希望しない事業者向けに、日本公庫と認定支援機関（税理士、中小企業診断士等 3.5 万機関）との連携を強化（税理士会、診断協会向けの説明会開催）

※認定支援機関の支援を受けて計画を策定している場合は、「協調融資」は不要。
 ※①、②について事業者の資金繰り支援等のため金融機関等へ要請
3. 物価高騰対策のために措置した「セーフティネット貸付」（2023 年 3 月末まで）の申込期限を 2023 年 9 月末まで延長。
4. 民間金融機関から融資を受けやすくする「コロナセーフティネット 4 号」（一般枠（2.8 億円）と別枠（2.8 億円）で 100% 保証）（2023 年 3 月末まで）の申込期限を 2023 年 6 月末まで延長。
5. 2023 年 3 月 15 日から、「創業時に経営者保証を不要とする信用保証制度」の申込みを開始する。

千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第16回通常総会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（渡辺勉会長▽千葉鉄工業団地協同組合専務理事）は2月22日、千葉市内において第16回通常総会を開催した。

昨年までは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、少人数に限定し、開催をしていたが、政府による行動制限緩和が出されたことに伴い、新型コロナウイルス感染対策を行いながら約3年ぶりの開催となった。

議事は、①令和4年度事業報告及び決算報告承認の件、②令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件、令和5年度会費の額及び徴収方法決定の件について、それぞれ上程され、審議の結果、いずれも原案どおり承認・可決された。



渡辺会長の開会挨拶

総会終了後、組合運営・企業経営研究会開催し、一般社団法人日本刑事技術協会 理事 森雅人氏より、「サイバー担当元刑事が教える！ Withコロナ時代のサイバーリスク・ネット犯罪の手法と対策」と題した講習会を開催した。



森講師による講義

講習会開催後、全体交流会を開催し、各組合の事務局の方々と交流を深めた。



今関専務理事による挨拶

組合決算講習会 開催

本会は3月8日（水）、千葉市内において、令和4年度組合決算講習会を開催した。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場とオンラインによるハイブリッド形式で開催。）



斉藤事務局長の開会挨拶

組合は毎年1回決算を行い、その内容を審議するため、毎事業年度終了後に通常総会を開催しなければならぬ。しかし、一般法人と異なる組合特有の会計処理や財務諸表の作成方法、税制上の優遇措置等に留意する必要があることから、関係法令に基づく適正な決算処理等を行っていただくことを目的に、『組合の決算手続き』と題し、税理士 古知潔氏による講義が行われた。

正副会長会議・理事会 開催

本会は3月24日（金）、千葉市内において令和4年度第4回正副会長会議、令和4年度第3回理事会を開催した。正副会長会議の議題は、この後に開催される理事会の付議事項が議題に上程された。

続いて、理事会が開催され、①令和4年度事業進捗状況並びに収支状況について、②令和5年度事業計画（案）、収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法（案）について、議題が上程され、満場一致をもって可決承認された。



古知税理士による講義

令和5年度中央会の事務局体制

令和5年4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

▼印は異動・昇格のあった者。(一)内は旧職名。

▽専務理事▽今関光俊

▽常務理事▽松宗 宏

▽事務局次長▽橋本健一

▼事務局次長▽椎名勝也

▼事務局次長▽橋本健一

【設立支援部】▽事務局次長兼部長▽橋本健一▽副部長▽池澤由寿

▽主事▽中村文彦▽主任指導員▽錦織義雄

【商業連携支援部】▽事務局次長兼部長事務取扱▽齊藤清▽主幹副部長心得▽菅井啓勝▽主事▽後藤直樹▽主事▽高橋昂二郎

【工業連携支援部】▽副部長部長心得▽山内昭紀▽副部長▽堀江勇介▽上席指導員▽東克典▽主任指導員▽齋藤昇▽主事▽野ヶ峯元起

▽主事▽塚田達大▽主事▽井上亮太

【経営支援部】▽部長▽福永正昭▽主任指導員▽海老根博▽主任指導員▽渡邊幸恵▽主任指導員▽稲葉勝哉▽共済推進役▽熊田伸一

【総務部】▽部長▽田川幸宗▽主幹▽永田芳子▽主任指導員▽秋田識人▽主事▽秋田実里▽主事▽吉原律子

【定期異動】[4月1日付]

【工業連携支援部】工業連携支援部副部長▽堀江勇介(経営支援部副部長)、工業連携支援部主任指導員▽齋藤昇(商業連携支援部主任指導員)

【経営支援部】経営支援部主任指導員▽渡邊幸恵(商業連携支援部主任指導員)、経営支援部主任指導員▽稲葉勝哉(経営支援部主任指導員)

【総務部】総務部主任幹▽永田芳子(総務部主任指導員)、総務部主任指導員▽秋田識人(工業連携支援部主任指導員)

【新規採用】[4月1日付] 事務局次長▽椎名勝也

【退職者】[3月24日付] 経営支援部主任指導員▽岡田峻博

[3月31日付] 事務局次長▽澁谷博之、総務部主任幹▽新井要平

中小企業組合検定試験

祝 合格おめでとうございます!!

令和4年度

去る令和4年12月4日(日)に実施された令和3年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表され、千葉県の実験者8名のうち下記の1名の方(敬称略)が見事合格されました。おめでとうございます!!

上林 紫

船橋総合卸商業団地協同組合

中小企業組合士が誕生するまで

中小企業組合 検定試験受験

(組合会計・組合制度・組合運営)

- 申込み…9月上旬～10月中旬
- 試験日…12月の第1日曜日

合格(3科目)

- 1部科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験のある方

中小企業組合士の誕生

- 毎年6月1日付けて認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 有効期間5年間 その後更新